

# 平成23年度内閣府所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況について

平成24年11月  
内閣府

「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、各府省は、所管特例民法法人に対する立入検査を少なくとも3年に1回実施し、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を公表することとされている。

今般、本申合せに基づき、平成23年度における内閣府所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況を取りまとめたので、公表する。

## （1）総括表

所管法人数	立入検査実施法人数	改善すべき点のあった法人
53 法人	12 法人	9 法人

## （2）改善すべき点のあった法人の内訳

改善すべき点のあった法人	改善すべき点のあった法人の内訳			
	法人運営面で問題のあった法人	事業の内容・実施等の面で問題のあった法人	財務・会計面で問題のあった法人	その他
9 法人	8 法人	4 法人	8 法人	1 法人

### [主な指摘事項と改善措置（予定を含む）]

#### （法人運営面）

- ・理事異動の登記が定款第13条第4項に定める「2週間以内」を過ぎているものがある。（←定款に反するものであり、以後は期限を守る。）
- ・事務局長の給与未支給について、事実関係等を整理し、適正な手続をすること。（←事務局長給与未支給については、平成23年度中に処理し、評議員会・理事会の平成23年度収支決算承認時において説明することとしている。）

#### （事業実施面）

- ・公益事業規模が総支出額の2分の1以上ない。（←公益事業規模を拡大し、公益事業比率の拡大を図る。）

- ・寄付行為の範囲内において公益事業を展開すること（←平成 24 年度事業計画及び収支予算の見直しを行い、平成 24 年 6 月の評議員会・理事会において変更決議を行うこととしている。）

（財務・会計面）

- ・新新公益法人会計基準に基づく適切な財産目録が作成されていない。（←新新公益法人会計基準に基づく適切な財産目録を作成する。）
- ・内部留保が水準（30%）を超えている。（←今までは赤字決算であったため内部留保の削減に消極的であったとのことだが、今後は黒字見込のため、内部留保の削減に一層力を入れる。）

（3）立入検査の実施状況（平成 21 年度～平成 23 年度）

所管法人数	立入検査実施法人数	立入検査実施率（%） （実施法人数/所管法人数× 100）
53 法人	53 法人	100%

（注）立入検査実施法人数は、平成 21 年度～平成 23 年度の 3 年間に立入検査を実施した法人の実数である。

<連絡先>

<p>内閣府大臣官房政策評価広報課 政策評価係          電話 03-5253-2111（内線 82144）          03-3581-3921（直通）</p>
--